

千葉県無電柱化推進計画

令和2年3月

千 葉 県

目 次

第1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針	1
第2. 計画の期間	1
第3. 無電柱化の推進に関する目標	2
1. 無電柱化を推進する路線の考え方	2
2. 目標とする無電柱化整備延長	3
第4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講すべき施策	4
1. コスト縮減・工期短縮等への取り組み	4
2. 占用制度の運用	4
3. 占用料の減額措置	5
4. 関係者間の連携強化	5
第5. その他	5
1. 広報・啓発活動	5
2. 無電柱化情報の共有	5

第1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

無電柱化の推進に関する法律の理念を踏まえ、関係者との連携の下、以下のとおり基本方針を定め、無電柱化を推進する。

1. 【防災】人々が安心して住める災害に強い道路の整備

災害時における安全な避難や迅速な救助活動を行うため、緊急輸送道路および防災拠点へのアクセス道路の無電柱化を推進。

2. 【安全・円滑な交通確保】高齢者や車椅子にやさしい安全で快適な通行空間の確保

バリアフリー重点整備地区および駅周辺や地域拠点周辺での、安全・円滑な交通確保が必要な道路の無電柱化を推進。

3. 【景観形成・観光振興】景観に配慮した良好な沿道環境の形成

重要伝統的建造物群保存地区をはじめとした主要な観光地において、地域と共生したまちづくりや観光振興に必要な道路の無電柱化を推進。

第2. 計画の期間

令和元年度から令和10年度までの10年間とする。

第3. 無電柱化の推進に関する目標

1. 無電柱化を推進する路線の考え方

「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成・観光振興」の基本方針に合致する以下の6項目に該当する路線について無電柱化を推進する整備対象区間とする。

【防災】① 緊急輸送道路 1次路線かつDID区間

- ② 風速28m/s以上の暴風を観測した地域の緊急輸送道路
- ③ 令和元年房総半島台風の倒木等により電柱、電線が被害を受けた緊急輸送道路
- ④ 防災拠点（市役所、市役所の支所・出張所、旧市町村役場、道の駅（防災拠点指定）へのアクセス道路

【安全・円滑な交通確保】

⑤ バリアフリー化の必要な特定道路

- ・高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路
- ・移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路
- ・その他駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路。

【景観形成・観光振興】

⑥ 重要伝統的建造物群保存地区、日本遺産（北総四都市江戸紀行）

2. 目標とする無電柱化整備延長

基本方針に基づき、整備対象区間のうち、10年間で優先整備区間の約83kmについて事業着手し、無電柱化を図る。また、事業化推進区間として抽出した約151kmについて計画期間の前半に合意形成し、事業着手、一部工事完了を目指す。

- (1) 優先整備区間：電線管理者と工法、着手時期について協議が整っており、電線共同溝方式により事業を実施して行く区間。
- (2) 事業化推進区間：令和元年房総半島台風の被災を踏まえ、防災拠点から半径500mおよび倒木により電柱、電線が被害を受けた区間について、工法や着手時期等、電線管理者と協議が未了であるが、電線共同溝方式以外の方式も活用、無電柱化を推進する区間。

表 優先整備区間及び事業化推進区間の目標とする無電柱化整備区間延長

(整備対象区間延長：県管理道路の上下線延長)

種別	区分	整備対象区間延長	無電柱化済整備区間延長	優先整備区間延長	事業化推進区間延長
防災	① 緊急輸送道路1次路線かつDID区間	約280km	約9km	約34km	約28km
	② 風速28m/s以上の暴風を観測した地域の緊急輸送道路	約895km	約4km	約17km	約20km
	③ 令和元年房総半島台風の倒木等により電柱、電線が被害を受けた緊急輸送道路	約124km	約0km	0km	約6km
	④ 防災拠点へのアクセス道路	約117km	0km	約20km	約97km
安全	⑤ バリアフリー化の必要な特定道路	約15km	約4km	約4km	約0km
景観	⑥ 重要伝統的建造物群保存地区、日本遺産（北総四都市江戸紀行）	約8km	0km	約8km	0km
	合 計	約1,439km	約17km	約83km	約151km

第4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

1. コスト縮減・工期短縮等への取り組み

国や電線管理者等と連携し、低コスト手法や新技術を積極的に導入・活用して、コスト縮減と工期短縮等を図る。

(1) 管路の浅層化の適用

管路の浅層化により、掘削範囲の削減。

(2) 電線共同溝方式以外の地中化による無電柱化

電線管理者による単独地中化方式や、要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、地域の合意形成等、無電柱化の円滑な実現のため、積極的な協力。

(3) 裏配線方式・軒下配線方式による無電柱化

低コストでの無電柱化が実施可能な、裏配線方式や軒下配線方式による整備の検討。

(4) 新たな管路材料の採用

材料費の削減や施工性の向上を図る。

(5) 小型ボックス方式や直接埋設方式の採用

管路の代わりに小型ボックスを活用し管路のコンパクト化を図る。道路敷地内へ直接、電力線や通信線等を埋設することについて検討。

(6) 既存ストックの活用

設計区間に既存の設備がある場合、道路管理者と該当施設所有者との協議の上、電線共同溝の適用を検討する。

(7) 浸水被害を受けにくい整備

洪水浸水想定区域内などで、地上機器が水没する恐れがある箇所では、想定される水深を考慮し、柱上変圧器を検討するなどし、浸水に対し被災しにくい対策を行う。

2. 占用制度の運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、千葉県の緊急輸送道路においても実施している（平成31年4月施行）。

3. 占用料の減額措置

無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等を対象とした占用料について、減額措置を実施している（平成23年9月施行）。

その他、必要に応じて占用制限等に関する措置を検討する。

4. 関係者間の連携強化

道路管理者、電線管理者等からなる無電柱化協議会などを活用して、無電柱化の対象区間に関する合意形成等、無電柱化を円滑に推進するための調整を行う。

また、道路空間に余裕が無く道路区域内での無電柱化が困難な場合においては、関係機関や地元住民の協力を得て、学校や公共施設等の公有地や民地を活用した整備方法を検討し、無電柱化の推進を図る。

第5. その他

1. 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を行う。

2. 無電柱化情報の共有

無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本県の取組について国や市町村および電線管理者との共有を図る。